

令和2年6月23日

日本赤十字九州国際看護大学  
学生、教職員 各位

新型コロナウイルス感染症防止のための今後の本学の行動指針について  
(令和2年6月23日変更)

令和2年6月5日より「3 制限(中)」としている行動指針を、**6月25日から「2 制限(小)」**とします。ただし、再度の緊急事態宣言や休業要請がなされた場合や本学の学生・教職員等の感染状況によっては、レベルの引き上げを検討します。

今後も感染予防及び感染拡大防止を図るため、具体的な行動規範として作成した「**新型コロナウイルス感染症 感染拡大防止に関する基本的な対策**」について、引き続き皆様のご理解とご協力をお願いします。

1. 福岡県の緊急事態宣言解除後の本学の対応

- (1) 令和2年5月15日から行動指針レベルを3「制限(中)」とし、レベル4よりも緩和された行動が可能となりましたが、引き続きレベル4の行動制限を維持することとしました。
- (2) 6月9日から、オンライン授業の受講にあたり、ネットワーク環境や機器に支障が生じ学修の継続が困難な場合、または、卒業・修了年次の学生で就職活動や卒業研究など教職員への学内での相談が必要な場合、事前予約による大学構内への立ち入りの一部緩和を行いました。

2. 各行動について

(1) 大学構内立ち入り

6月25日(木)から、感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ、大学構内への立ち入りを可とします。ただし、できるだけ立ち入りを少なくするようお願いします。

(2) 授業

- ① 令和2年度前期授業については、原則としてオンライン授業を継続します。  
ただし、オンライン授業のみでは技術の習得や技能を身に着けることが困難な実習科目及び技術科目などについては、「3つの密」を回避する対策を講じたうえで、**7月から段階的に分散して実施します。**  
実施にあたってのスケジュール及び留意事項などの詳細は、別途お知らせします。
- ② オンライン授業の受講にあたり、ネットワーク環境や機器に支障が生じ学修の継続が困難な学生、就職活動や卒業研究など来学が必要な学生については、事前予約により大学構内でオンライン授業を受講できることとします。
- ③ 前期の定期試験については、対面での筆記試験は感染予防の観点から実施しないこととします。定期試験に代わる成績評価方法については、シラバスを参照ください。

- ④ 学生の健康診断は、後期の実習履修の観点から6月29日(月)、30日(火)に学内で実施します。

実施にあたってのスケジュール及び留意事項などの詳細は、別途お知らせします。

(3) 学生の課外活動

各学生(団体)に活動自粛を求めることとし、課外活動施設の一部を閉鎖します。

なお、活動に関することは、別添「新型コロナウイルス感染症 感染拡大防止に関する基本的な対策 行動指針【レベル2】」で特に留意が必要な事項」の学生の課外活動によること。

(4) 教職員の勤務体制

感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ、時差出退勤と、業務の性質上可能な業務は在宅勤務を推奨します。

(5) その他

- ① 都道府県をまたぐ出張は可能とするが、その地域の感染状況を十分に踏まえること。  
なお、出張の際も、感染防止策を徹底するとともに、感染防止策が不十分な場所への外出は避けること。
- ② 海外渡航については、外務省の感染症危険情報に基づき判断し、必ず事前に申請・届を提出すること。
- ③ 健康管理表による自己管理を徹底し、以下に該当する症状がある場合は登校・出勤しないこと。大学へ連絡し自宅で安静にして過ごす。必要があれば、かかりつけ医等を受診する。
  - 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある
  - 基礎疾患があり、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある
  - 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く  
(解熱剤などを飲み続けなければならない場合を含む)
- ④ 公共交通機関を利用する場合は、移動にかかる時間を可能な限り短縮し、「3つの密」を回避するよう努めること。

日本赤十字九州国際看護大学  
学 長 小松 浩子